



宮 崎 県 公 報

平成21年8月27日 (木曜日) 第 2112 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1	
○有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 1	
○有害興行の指定…………… () 2	
○民有林の保安林の指定予定 (5件) …… (自然環境課) 3	
○道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 4	

○道路の供用の開始 (2件) …… (道路保全課) 4	
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 5	
公 告	

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …… (商業支援課) 5	
○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 5	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 5	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6	

告 示

宮崎県告示第 585号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
城山病院	宮崎郡清武町大字船引 238番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年8月4日から平成24年8月3日まで

宮崎県告示第 586号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同

法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成21年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称 (名 称)	所 在 地	指定年月日
盛 弘幸 (奄美整骨院)	宮崎郡清武町大字今泉甲 833-1	平成21年6月22日

宮崎県告示第 587号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成21年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
21年-8	書籍	コミック JUNE 8月号 (平成21年8月1日発行)	(株)ジュネット	平成21年8月19日
21 - 9	書籍	DVD JUNE 8月号 (平成21年8月1日発行)	(株)ジュネット	
21 - 10	書籍	BLゲーム完全ガイド (2009年5月10日発行)	インフォレスト株式会社	
21 - 11	書籍	Sweet プチ 2009.7 (平成21年7月1日発行)	笠倉出版社	
		miniパラVOL.34「ウーマン劇場女の感動物語8月増刊号」		

21 -12	書籍	(平成21年8月6日発行)	竹書房
21 -13	書籍	miniシュガーVOL.4 「漫画ボン9月号増刊」 (平成21年9月2日発行)	株式会社 秋水社
21 -14	書籍	絶対恋愛Sweet 2009.8 (2009年8月1日発行)	笠倉出版社
21 -15	書籍	恋愛ラブレボ「恋愛白書パステル8月号増刊」 (平成21年8月1日発行)	宙出版
21 -16	書籍	みやざきあそパラ遊本パラダイス8月号No.5 (平成21年7月27日発行)	株式会社ビーコン
21 -17	書籍	シティヘブン九州版8月号 (平成21年8月1日発行)	株式会社ダブリュケイコーポレーション
21 -18	書籍	月刊ダウンタウン鹿児島&宮崎版 (平成21年7月1日発行)	ダウンタウン鹿児島/宮崎編集部
21 -19	書籍	宮崎ナイトプレスVOL10 2009.AUG (平成21年7月10日発行)	トライデントみやざきナイトプレス
21 -20	書籍	月刊えんじえるぶれす VOL.73 7月号 (平成21年7月1日発行)	(有)メディアワークス えんじえるぶれす編集局
21 -21	書籍	チャンプロード8月号 通巻 262号 (2009年8月1日発行)	(株)笠倉出版
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 588号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成21年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-26	映画	闇のまにまに 人妻・彩乃の不貞な妄想	新東宝映画	平成21年8月8日
21 -27	映画	よがり妻	新東宝映画	
21 -28	映画	男で愛して女でも愛して-盗まれた情火-	新日本映像	
21 -29	宣伝	闇のまにまに 人妻・彩乃の不貞な妄想 予告篇	新東宝映画	
21 -30	宣伝	新日本映像ニュース <男で愛して女でも愛して -盗まれた情火->	新日本映像	

21 - 31	映画	無防備	マジックアワー
21 - 32	映画	ねっちり娘たち まん性白濁まみれ	オーピー映画
21 - 33	映画	OL 空手乳閥 奥まで突き入れて	オーピー映画
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 589号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字一氏字楸ヶ平 882-3・863-12・863-16・863-18・863-20・863-22・863-24・863-25・863-27（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 590号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字柚之内5372・5380・5406-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 591号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字竹之元下4996-1、5002-1、5002-10、5002-11
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 592号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字竹之元下5006、5007-2、5010-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 593号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により

宮崎県知事 東国原 英 夫

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1509-2・甲1510-1・甲1515・甲1516-4・甲1519から甲1521まで・甲1528から甲1530まで・甲1531-1・甲1531-15・甲1532・甲1532-2・甲1533・甲1534 (以上16筆について次の図に示す部分に限る。)、甲1531-19、甲1531-20

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字奉射丸甲1531-19・甲1531-20 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 594号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 8月27日から平成21年 9月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東白杵郡椎 葉村大字下 福良字野老 ケ八重 694 番 7 地先か ら同郡同村 同大字字椎 原 697番21 地先まで	旧	12.1 ~ 43.6	110.0
				新	11.3 ~ 35.8	83.0

宮崎県告示第 595号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 8月27日から平成21年 9月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8月27日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 銀鏡字長須 田 633番 2 地先から同 市同大字字 閉 644番地 先まで	旧	4.2 ~ 5.8	170.0
				新	4.8 ~ 11.5	170.0

宮崎県告示第 596号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 8月27日から平成21年 9月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 郡司分字尾 次田木乙25 62番 2 地先 から同市同 大字字次田 木前乙 785 番 3 地先ま で	旧	10.3 ~ 34.6	246.5
				新	16.2 ~ 49.0	246.5

宮崎県告示第 597号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 8月27日から平成21年 9月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 銀鏡字長須 田 633番 2 地先から同	平成21年 8月27日

			市同大字字 囲 644番地 先まで
--	--	--	-------------------------

宮崎県告示第 598号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 8 月27日から平成21年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 郡司分字尾 次田木乙25 62番 2 地先 から同市同 大字字次田 木前乙 785 番 3 地先ま で	平成21年 8 月27日

宮崎県告示第 599号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県西臼杵支庁において一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 河川の名称
一級河川五ヶ瀬川水系長谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年 8 月27日
- 廃川敷地等の位置
西臼杵郡日之影町大字七折字箱石 11190番地先から西臼杵郡日之影町大字七折字箱石 11192番 1 地先
西臼杵郡日之影町大字七折字箱石 11192番 1
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 136.75㎡

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールMiELL都城駅前

都城市栄町4672番地 外34筆

- 意見の概要
意見を有しない
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- 期間
平成21年 8 月27日から平成21年 9 月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351- 2 外
- 意見の概要
意見を有しない
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- 期間
平成21年 8 月27日から平成21年 9 月28日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
南那珂森林組合	串間市大字崎田の一部

- 調査期間
平成21年 8 月17日から平成22年 3 月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、だら地区営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 8 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年 8 月27日から平成21年 9 月29日まで

3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年 8 月27日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	2号警備業務	平成21年10月26日から 28日	20名

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提 出 日 時
2号警備業務	9月16日(水)から9月30日(水)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。